

公益財団法人結核予防会結核研究所 公的研究費管理規程

(目的)

第1条 本規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下、「研究所」という。）における公的研究費の管理に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「公的研究費」とは、文部科学省又は日本学術振興会等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 本規程において、「研究者」とは、研究所に配分された公的研究費の配分を受けて研究に携わる者をいう。

(適用範囲)

第3条 公的研究費について、文部科学省又は日本学術振興会等の公的資金配分機関に別途定めがある場合は、それに従うものとする。

(研究に関する責務)

第4条 研究所および研究所に所属する職員は公的研究費の配分を受けて研究を行う場合、公的研究費による学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、公益財団法人結核予防会及び研究所の関連諸規程の定めるところに従い、公正かつ適正に公的研究費を取扱わなければならない。

2 研究所に所属する職員は、公的研究費の配分を受ける際に、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを誓約する誓約書を提出しなければならない。

(収支費目)

第5条 研究者は、次の費目について公的研究費を支出することができる。

- (1) 図書・資料費
- (2) 機械・器具購入等の設備備品費
- (3) 消耗品費
- (4) 旅費
- (5) 研究を補助するための謝金等
- (6) 通信費、印刷費、機械・器具等の供料及び使用料、維持費、工事費等のその他の役務等にかかわる経費

2 公的研究費による旅費の支出については、公益財団法人結核予防会旅費規程の

定めるところを準用する。

- 3 研究者は、研究上必要な場合を除き、第1項の物品・機械・器具等に私物を付合させてはならない。

(使途を証明する書類の提出及び検収)

第6条 研究所に所属する研究者は、公的研究費の執行に際して、使途を明確にするために、使途を証明する書類(納品書・領収書等)を適宜取りまとめ、公益財団法人結核予防会経理規程に定める経理担当者に提出しなければならない。

- 2 経理担当者は、研究所に所属する研究者が公的研究費により購入した物品等について、納品伝票(納品書)等と現物の照合等により、すべて検収を実施しなければならない。また、役務等についても、成果物(実見できるもの)ないしは証拠書類(仕様書、作業報告書等)の点検等により、すべて検収を実施しなければならない。

(物品の登録)

第7条 研究所に所属する研究者が公的研究費で購入した物品は、研究の終了後に研究所に寄附されなければならない。

- 2 研究所は、前項の定めによる寄附を受けた場合、公益財団法人結核予防会経理規程の定めるところに従い、適切に記載し、管理しなければならない。

(研究の中止)

第8条 研究者がやむを得ない事由によって、公的研究費による支援を受けた研究を中止する場合、所長に文書で報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合、所長は、研究者に対して公的研究費に由来する研究経費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(最高管理責任者・統括管理責任者)

第9条 研究所全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者には、所長を充てる。
- 3 最高管理責任者については、その職名を公開する。
- 4 第1項に定める最高管理責任者は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に定める、研究所の公的研究費の管理・運営を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を兼ねるものとする。

(コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者)

第10条 研究所におけるコンプライアンスの推進について指揮監督を行うため、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有するコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 前項に定めるコンプライアンス推進責任者の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス教育の実施をはじめとしたコンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス推進委員会の責任者
- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究所のコンプライアンスの状況について、定期的に部長会に報告するものとする。
- 4 第1項に定めるコンプライアンス推進責任者をもって、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に定める、研究所の研究倫理教育について指揮監督を行う研究倫理教育責任者とする。
- 5 コンプライアンス推進責任者には、副所長を充てる。
- 6 コンプライアンス推進副責任者には、事務部長を充てる。
- 7 コンプライアンス推進責任者及び副責任者については、その職名を公開する。

(コンプライアンス推進委員会)

- 第11条 コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス推進責任者の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。
- (1) コンプライアンス教育の実施をはじめとしたコンプライアンス施策の検討と実施
 - (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
 - (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
 - (5) その他、コンプライアンス推進責任者が諮問した事項
- 2 コンプライアンス推進委員会の委員は、所長が任命する。
 - 3 コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス推進責任者の招集により、必要に応じて適宜開催する。
 - 4 コンプライアンス推進委員会をもって、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に定める不正防止計画推進部署とする。

(コンプライアンス教育)

- 第12条 コンプライアンス推進責任者は、研究所の構成員に対し、公的研究費の管理・運営に関するコンプライアンス教育を行わなければならない。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項に定めるコンプライアンス教育の実施状況・受講状況等について管理監督する。
 - 3 公的研究費の管理・運営に携わる研究所の構成員は、第1項に定めるコンプライアンス教育を定期的に受けなければならない。
 - 4 教育に関する実施要領は別に定める。

(不正の防止に対する責任)

- 第13条 最高管理責任者は、研究所における公的研究費の管理・運営にかかわる不正防

止対策の基本方針を策定し、不正の防止につとめなければならない。

- 2 最高管理責任者は、前項に定める不正防止対策の基本方針に基づき、研究者や関係部署と連携・協力して不正防止計画をはじめとした研究所全体の不正防止にかかわる具体的な対策を策定・実施し、実施状況を把握・確認しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究所における公的研究費の適正な管理・運営を促進するとともに、公的研究費の管理・運営にかかわる不正を防止するため、研究所において公的研究費の管理・運営にかかわるすべての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施するとともに、その受講状況について管理監督しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、研究所において公的研究費の管理・運営にかかわるすべての構成員が適切に公的研究費の管理・運営を行っているかについて、監事及び監査担当者と協力しつつ適切なモニタリングを実施し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(公的研究費の適正利用・不正防止にかかわるルールの明確化・統一化)

第14条 最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の管理・運営にかかわるすべての構成員にとって分かりやすいよう、関連規程・運用ルール等を明確に定めるようにつとめなければならない。

- 2 前項に基づいて定められる関連諸規程・運用ルール等と、公的研究費の運用の実態が乖離していないか、最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、適宜点検・確認するようにつとめるとともに、必要に応じて適切な見直しを実施しなければならない。

(調査・処分)

第15条 公的研究費の管理・運営にかかわって、不正又はその疑いがあり、最高管理責任者が調査の必要があると認めたときは、第三者を含む調査委員会を設置し、調査に当るものとする。なお、調査委員会については、別に定める公益財団法人結核予防会結核研究所研究不正防止規程による。

- 2 前項の調査の結果、不正が確認された場合は公益財団法人結核予防会結核研究所研究不正防止規程により処分を行う。

(業者等に対する誓約書提出の義務づけ及び不正を行った業者等への対応)

第16条 研究所の管理する公的研究費にかかわる取引を実施する業者等に対しては、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性を考慮した上で所定の誓約書の提出を求めることがある。

- 2 不正な取引に関与した業者等が確認された場合は、取引停止等の処分を行う。

(監査)

第17条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて、毎年、内部監査を実施する。

- 2 最高管理責任者が必要と認めた場合、第三者による外部監査を実施することができる。
- 3 監査の実施に際しては、公益財団法人結核予防会監事監査規程、及び公益財団法人結核予防会結核研究所公的研究費監査規程の定めるところに従う。

(通報窓口)

第18条 研究所の研究活動における不正行為等に関する通報を受付けるための通報窓口を、研究所内に設置する。

- 2 通報窓口及び通報の取扱いについては、公益財団法人結核予防会結核研究所研究不正防止規程の定めるところに従う。

(経理)

第19条 研究所における公的研究費を含めた研究費全般の適正な管理・運営は、公益財団法人結核予防会経理規程の定めるところによる。

(公的研究費の受入・管理及び利息の取扱い)

第20条 公的研究費の配分を受けたときは、研究所名義で預貯金通帳を用意し、他の財源とは別の銀行口座等に預貯金して管理するものとする。

- 2 研究者は、預貯金により生じた利息を、研究所に対して譲渡するものとする。

(適正な執行管理)

第21条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、納品検収及び期間を定めて使用する者の勤務実態の確認等の公的研究費管理体制を整備しなければならない。
- 3 出張旅費については、公益財団法人結核予防会旅費規程の定めるところに従い、適正に執行しなければならない。
- 4 公的研究費にかかわる帳票書類・関係書類等については、公益財団法人結核予防会経理規程の定めるところに従い、適正に保管しなければならない。

(情報の公開)

第22条 研究所は、公的研究費の管理・運営に関する情報のうち、本規程に加えて、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

- (1) 本規程の定める責任者の役職
- (2) 本規程の定める相談・通報窓口
- (3) その他、最高管理責任者が必要と認める事項

(改 廢)

第 2 3 条 本規程の改廢は、結核研究所部長会が行う。

附 則

(施行期日)

本規程は、平成 2 7 年 3 月 2 5 日から施行する。

2 0 2 1 年 2 月 9 日「公的研究費取扱規程」及び「コンプライアンス規程」との統合により、改訂する。

この規程の改正は 2021 年 6 月 2 日から施行する。